

第3章 第6次計画の構成・推進体系

1 基本理念

わかやま
ともに生きる地域社会の実現をめざして
～ふだんのくらしのしあわせを みんなの力でつくります～

- 基本理念は、関係者からの期待に応えるため、県社協がめざしている地域福祉の姿をわかりやすく伝えるものです。県域で地域福祉を進める力を結集し、県社協会員間の連携・協働を一層強化しながら基本理念の実現に取り組みます。
- 県社協全職員が共有でき、日々の業務を推進する上での“よりどころ”となるものでもあります。

(説明)

今後の福祉ビジョンとして国が推進する「地域共生社会の実現」は、社協がこれまで取り組んできた「地域福祉の推進」を包含し、社協は「協働の中核」の役割を期待されています。県社協は、社会福祉法第110条の規定に基づき、和歌山県内の地域福祉の推進を図るために、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人等をはじめとする多様な機関との連携・協働を一層強化し、「ともに生きる地域社会」の実現をめざします。

サブタイトルでは、「地域福祉の推進」を県民・関係者にわかりやすく伝えることをイメージし、福祉＝「ふだんのくらしのしあわせ」、協働＝「みんなの力でつくる」と表現しました。

2 行動指針

- 基本理念（ビジョン）を実現するための行動指針として、次の6つの指針を定めます。
(第5次計画の「地域福祉を推進する視点」に代わるものです。)

(説明)

① 受け止める	課題に気づき、受け止める、断らない(相談・支援)
② 知る 出向く	市町村社協、施設法人等、会員の地域実践や現場の課題を知る
③ まもる 支える	困っている人の生活や権利を守る(護る)、会員の活動をまもる・支える
④ 考える	困っている人に伴走する、寄り添う、一緒に考える、企画する
⑤ つくる	つながりを作る、連携・協働で課題解決を図る、新たな取組を創る
⑥ 育てる	人を、組織を育てる(福祉人材の養成・研修等)、福祉文化を育む

3 強化すべき機能

○社会福祉法等に基づく、県社協の共通基盤となる6つの機能です。事業推進にあたり、この機能の強化（発揮）に留意しながら取り組みます。

(説明)

① 広域性	県という広域を範囲とした組織であることから、市町村域を超えた事業展開を行うとともに、個々の市町村への普及を図ります。
② ネットワーク・コーディネート	全社協・都道府県社協・市町村社協といった社協間のネットワークの構築とともに、行政、住民組織、関係機関・団体等との日常的なネットワークづくり及びコーディネートを図ります。
③ 情報収集・提供	様々な地域福祉情報を収集するとともに、多様な媒体を活用して迅速な情報提供を図ります。
④ 総合企画 (調査・研究)	新たな福祉課題やこれまでの福祉制度等では対応できない問題を受け止めるとともに、調査研究を行い、開発的、先駆的な事業の企画・提案・実践を図ります。
⑤ コンサルテーション	県社協の構成組織として参画する市町村社協・社会福祉施設・団体・事業者等の支援として、コンサルテーション機能の強化を図ります。
⑥ 研修	福祉従事者、福祉関係者、県民等を対象にした各種研修・講座を実施し、利用者にとってより良いサービス提供がされるよう支援するとともに、地域福祉活動への住民参加促進を図ります。

4 重点目標

○社会情勢や福祉課題、県社協の強み・弱み等を踏まえ、今後5年間の活動計画の中で特に重点を置いて取り組むべき事項を次の6点とします。

(説明)

① 社会的孤立への対応	新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図ります。
② 市町村社協とともに 地域福祉の基盤づくり	地域共生社会実現に向けて、市町村社協が地域福祉推進の中核、コーディネート役を發揮できるよう、市町村社協を総合的に支援します。
③ 相談支援・生活支援と 権利擁護の充実	地域における包括的な支援体制の構築に向けて、市町村社協、関係機関・団体、民生委員・児童委員等と連携しながら相談支援・生活支援強化に取り組めます。
④ 多様な主体や社会資源が つながる地域づくりの支援	新たな地域課題への対応や災害時の福祉救援活動等、「支え合い」や「つながりづくり」を基礎に、ボランティアやNPO等多様な主体との連携で地域づくりを推進します。
⑤ 地域福祉を支える組織や 専門職の確保・養成	福祉サービスの主たる担い手として地域福祉を支える社会福祉法人（福祉施設）等の経営支援及び福祉人材確保・養成、質の向上、公益的な取組を支援します。
⑥ 自然災害への対応	災害時の福祉救援活動や被災地支援等に迅速かつ効果的に取り組むために、平時からの備えを強化します。(災害VC運営、BCP、災害福祉支援ネットワーク等)

わ か や ま
ともに生きる地域社会の実現をめざして

～**心**だんの **く**らしの **し**あわせを **み**んなの**か**でつくります～

▶基本理念を実現するための…

6つの行動指針

新

6つの強化すべき機能

① 受け止める

② 知る・出向く

③ まもる・支える

④ 考える

⑤ つくる

⑥ 育てる

① 広域性

② ネットワーク
コーディネート

③ 情報収集
提供

⑥ 研修

⑤ コンサル
テーション

④ 総合企画
(調査・研究)

14の具体的事業

- ① 市町村社協活動支援事業
- ② 生活福祉資金等貸付事業
- ③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）
- ④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
- ⑤ ボランティアセンター事業
- ⑥ 災害ボランティアセンター事業
- ⑦ いきいき長寿社会センター事業
- ⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
- ⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
- ⑩ 福祉人材センター事業
- ⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
- ⑫ 福祉介護サービス評価センター事業
- ⑬ 民間共済事業・福利厚生センター等受託事業
- ⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業

「地域共生社会の実現」は、社協がこれまで取り組んできた「地域福祉の推進」を包含し、社協は「協働の中核」の役割を期待されています。県社協は、和歌山県内の地域福祉の推進を図るために、多様な機関との連携・協働を一層強化し、「ともに生きるわかやま」の実現をめざします。

6つの重点目標

見直し

① 社会的孤立への対応

② 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり

③ 相談支援・生活支援と権利擁護の充実

④ 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援

⑤ 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成

⑥ 自然災害への対応

新

拡充

新

組織基盤の強化

(1) 組織体制の強化

- ① 人材育成の強化
- ② 働きやすい環境づくり
- ③ 情報発信、広報力の強化

(2) 経営基盤の強化

- ① 財政基盤の強化
- ② ガバナンスの強化
- ③ 関係機関・団体との連携強化

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画・推進体系イメージ

(令和4年度～令和8年度)

基本理念	わかやま ともに生きる地域社会の実現をめざして ～ 心 だんの く らしの し あわせを みんなの力 でつくります～
行動指針	○受け止める ○知る・出向く ○まもる・支える ○考える ○つくる ○育てる
強化すべき機能	◆広域性 ◆ネットワーク・コーディネート ◆情報収集・提供 ◆総合企画 ◆コンサルテーション ◆研修

◇重点目標と個別事業計画の関係

重点目標	1 社会的孤立への対応						
	2 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり						
	3 相談支援・生活支援と権利擁護の充実						
	4 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援						
	5 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成						
	6 自然災害への対応						
具体的事業 (個別事業計画)	○	○	○	○	○	○	① 市町村社協活動支援事業
	○	○	○	○	○	○	② 生活福祉資金等貸付事業
	○	○	○	○	○	○	③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）
	○	○	○	○	○	○	④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
	○	○	○	○	○	○	⑤ ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑥ 災害ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑦ いきいき長寿社会センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
	○	○	○	○	○	○	⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
	○	○	○	○	○	○	⑩ 福祉人材センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
	○	○	○	○	○	○	⑫ 福祉介護サービス評価センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑬ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業
	○	○	○	○	○	○	⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業

↑重点目標と特に関連の深い項目に○印。